車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直した上で2年間延長する。

乗用車 平成27年度燃費基準 平成32年度燃費基準 EV等 現行 +5% **×**1 +10% 達成 +20% 達成. +10%|自動車重量税| 本則※2 **▲**25% ▲50% **▲**75% 免税※3 **▲**60% |自動車取得税||対象外 **▲**20% **▲**40% ▲80% 非課税 平成27年度燃費基準 平成 平成32年度燃費基準 EV等 29年度 **X**1 +10% 達成 +30%達成. +5% +10%+20%本則※2 自動車重量税 対象外 **▲**25% **▲**50% **▲**75% 免税※3 **▲** 20% **▲**40% **▲**60% 非課税 自動車取得税 **外象**恢 平成 平成27年度燃費基準 平成32年度燃費基準 EV等 **X**1 30年度 達成 +5% +10%+20% +30% +40% +10%達成 自動車重量税 対象外 本則※2 **▲**25% **▲**50% **▲**75% 免税※3 対象外 ▲20% **▲**40% **▲**60% ▲80% 自動車取得税 非課税

エコカ

減税

(自動

車重量

税

自動

車取

得税

特

例(自動車税等

現行		EV等				
	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	※ 1
自動車重量税	対象外	▲25%	▲ 50%	▲ 75%	免税	<u>:</u> ※3
自動車取得税		▲ 40%	▲ 60%	▲80%	非訓	果税

重量車



平成29:		平成27年度燃費基準					
30年度	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	※ 1	
自動車重量税	対象外	▲25%	▲ 50%	▲ 75%	免税※3		
自動車取得税					非課税		

坦仁	平成27年度燃費基準				平成3	EV等			
現行	達成	+5%	+10%	+20%	達成※4	+10%	+20%	※ 1	
登録車	対象外			▲ 50%			▲ 75%		
軽自動車	対象外			▲25%		▲ 50%	▲ 75%		

平成29・	平成27年度燃費基準				平成32年度燃費基準				EV等
30年度	達成	+5%	+10%	+20%	達成	+10%	+20%	+30%	※ 1
登録車	対象外				▲ 50%		▲ 7	75%	
軽自動車	対象外					▲25%		▲ 50%	▲ 75%

平成29·30年度 軽減率 EV等※1 ▲75%

※現行制度のまま 2年間延長

- ※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車税のグリーン化特例においては、電気自動車、天然ガス自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。
- ※2 新車新規検査時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる(平成29年度以降 はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く)。
- ※3 乗用車においては、現行制度では、新車新規検査時に免税を受けた車両について、平成29年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%を達成している車両について、平成30年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回継続検査時も免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時も免税する。
- ※4 平成32年度燃費基準達成車については、平成27年度燃費基準+20%を達成している 車両のみ50%軽減。